

事業者の皆様へ

## 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除について

この度、暴力団関係事業者の認定確認について愛知県警察との協議が整い、合意書を締結するとともに、本市が行う契約等から次のように排除措置を行うことといたしましたのでお知らせします。

### 主な内容

調達契約等（工事、物件買入・借入、委託、不用品の売払い）、公有財産の売払い・貸付契約、公の施設の指定管理者の指定から、暴力団関係事業者を排除します。

暴力団だけではなく、暴力団や暴力団員と関係のある事業者も排除措置対象とします。

暴力団から妨害・不当要求を受けた場合に、報告・届出を義務付けます。

< ご注意ください!! > をご覧ください。

警察と連携し、警察からの支援、協力体制のもと、排除を行います。

### 排除措置対象要件と排除期間

排 除 対 象 要 件	排 除 期 間	
	工 事 等	
役員や支店長に暴力団員がいる場合	12 か月	改善されない場合は継続
暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している場合	12 か月	
暴力団員に資金等を供給したり、便宜を供与している場合	6 か月	
暴力団員の威力を利用している場合	3 か月	
暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合	3 か月	
～ に該当する法人等であることを知りながら利用している場合	3 か月	
暴力団員から本市契約の履行に際し妨害や不当要求を受けたことを認識していたにもかかわらず、本市への報告や警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった場合	2 週間	

公有財産、指定管理については、期間による排除に代えて、個々の契約・指定の単位ごとに排除を実施します。

<ご注意ください!! >

妨害・不当要求を受けた場合の報告・届出義務とは？

名古屋市が発注した契約等の履行に関し、暴力団員等から妨害や不当要求があった場合に、名古屋市にその旨を報告するとともに、警察に被害届の提出をすることを義務付けます。妨害や不当要求があったにもかかわらず報告・届出がない場合は、排除措置の対象となります。

排除対象事業者の確認方法

市民からの通報等を基に、市から警察に照会し、警察が排除対象事業者に該当するか否かの事実を認定し、市に回答します。

適用時期

平成20年4月1日から

問合せ先

調 達 契 約 等：財政局契約監理課（TEL 052-972-2326）

公有財産の売払い・貸付契約：財 政 局 管 財 課（TEL 052-972-2319）

公の施設の指定管理者の指定：総務局行政経営室（TEL 052-972-2182）